

### 3 労働争議の主要要求事項別の状況

平成30年の「総争議」の件数を要求事項別（複数回答。主要要求事項を2つまで集計）にみると、「賃金」に関する事項が162件（総争議件数の50.6%）と最も多く、次いで、「経営・雇用・人事」に関する事項が117件（同36.6%）、「組合保障及び労働協約」に関する事項が88件（同27.5%）であった（第6表）。

第6表 労働争議の主要要求事項別件数及び構成比

主要要求事項	総争議					
	件数			構成比		
	平成30年	対前年差	対前年増減率	平成29年	平成30年	平成29年
	件	件	%	件	%	%
計 <sup>1)</sup>	320	△ 38	△ 10.6	358	100.0	100.0
<b>組合保障及び労働協約<sup>2)</sup></b>	<b>88</b>	<b>△ 29</b>	<b>△ 24.8</b>	<b>117</b>	<b>27.5</b>	<b>32.7</b>
組合保障及び組合活動	84	△ 26	△ 23.6	110	26.3	30.7
労働協約の締結、改訂及び効力	5	△ 7	△ 58.3	12	1.6	3.4
<b>賃金<sup>2)</sup></b>	<b>162</b>	<b>△ 19</b>	<b>△ 10.5</b>	<b>181</b>	<b>50.6</b>	<b>50.6</b>
賃金制度	15	2	15.4	13	4.7	3.6
賃金額（基本給・諸手当）の改定	49	△ 13	△ 21.0	62	15.3	17.3
賃金額（賞与・一時金）の改定	27	△ 11	△ 28.9	38	8.4	10.6
個別組合員の賃金額	10	△ 3	△ 23.1	13	3.1	3.6
退職金（退職年金を含む）	6	△ 5	△ 45.5	11	1.9	3.1
その他の賃金に関する事項	67	0	0.0	67	20.9	18.7
<b>賃金以外の労働条件<sup>2)</sup></b>	<b>45</b>	<b>△ 1</b>	<b>△ 2.2</b>	<b>46</b>	<b>14.1</b>	<b>12.8</b>
所定内労働時間の変更	2	△ 1	△ 33.3	3	0.6	0.8
所定外・休日労働	4	△ 1	△ 20.0	5	1.3	1.4
休日・休暇（週休二日制、連続休暇を含む）	7	1	16.7	6	2.2	1.7
その他の労働時間に関する事項	2	△ 2	△ 50.0	4	0.6	1.1
育児休業制度・介護休業制度・看護休暇制度	-	-	...	-	-	-
教育訓練	1	1	...	-	0.3	-
職場環境・健康管理	27	3	12.5	24	8.4	6.7
福利厚生	3	△ 3	△ 50.0	6	0.9	1.7
<b>経営・雇用・人事<sup>2)</sup></b>	<b>117</b>	<b>△ 5</b>	<b>△ 4.1</b>	<b>122</b>	<b>36.6</b>	<b>34.1</b>
解雇反対・被解雇者の復職	66	0	0.0	66	20.6	18.4
事業の休廃止・合理化	3	△ 4	△ 57.1	7	0.9	2.0
人事考課制度（慣行的制度を含む）	6	2	50.0	4	1.9	1.1
要員計画・採用計画	3	△ 9	△ 75.0	12	0.9	3.4
配置転換・出向	16	△ 3	△ 15.8	19	5.0	5.3
希望退職者の募集・解雇	-	△ 2	△ 100.0	2	-	0.6
定年制（勤務延長・再雇用を含む）	8	1	14.3	7	2.5	2.0
パートタイム労働者・契約社員・派遣労働者の活用	-	△ 2	△ 100.0	2	-	0.6
パートタイム労働者・契約社員の労働条件□	8	1	14.3	7	2.5	2.0
その他の経営及び人事に関する事項	13	5	62.5	8	4.1	2.2
<b>その他</b>	<b>12</b>	<b>4</b>	<b>50.0</b>	<b>8</b>	<b>3.8</b>	<b>2.2</b>

注：主要要求事項の具体的内容については、3頁「表1 主要要求事項の具体的内容例」を参照されたい。

- 1) 1 労働争議につき労働者側から提出された要求のうち、主なもの2つまでを主要要求事項として取り上げているため、主要要求事項「計」（総争議件数）と個々の要求事項の数値の合計は必ずしも一致しない。
- 2) 「組合保障及び労働協約」、「賃金」等の太字で書かれている各区分の件数は、2つの主要要求事項が同一の区分内にある労働争議は1件として計上しているため、各区分内の事項の件数の合計とは必ずしも一致しない。